



内閣府

永田クラブ・経済研究会・消費者問題研究会へ資料配布

特定保健用食品の表示許可に係る答申について

平成 27 年 9 月 9 日
内閣府消費者委員会事務局

平成 25 年 7 月 25 日付け特定保健用食品の表示許可に係る内閣総理大臣からの諮問に関し、平成 27 年 8 月 24 日の第 27 回消費者委員会新開発食品調査部会において審議を行い、当該部会において結論が得られた品目について、本日付けで消費者委員会委員長より答申を行った。

1. 次の品目は、第 27 回新開発食品調査部会において結論が得られ、特定保健用食品として認めることとして差し支えないこととされた。
 - ・葛のめぐみ
2. 上記品目については、平成 27 年 9 月 9 日付けで消費者委員会委員長より「特定保健用食品として認めることとして差し支えない」旨、答申を行った。

別添資料：平成 27 年 9 月 9 日付けで答申を行った品目

参 考：答申書

【本件問い合わせ先】内閣府 消費者委員会事務局

担 当：錦織・中島・中西

電 話：03 - 3507 - 9945

F A X：03 - 3507 - 9989

(1) 平成25年7月25日付消食表第206号により諮問を受けた品目

	製品名	申請者	特定の保健の目的が期待できる旨の表示内容
1	葛のめぐみ	株式会社東洋新薬	本品は、体脂肪やお腹の脂肪に作用する葛の花エキスを含んでいるので、お腹の脂肪が気になる方、お腹周りやウエストサイズが気になる方、体脂肪が気になる方、肥満が気になる方に適しています。

※「特定の保健の目的が期待できる旨の表示内容」は、審議過程で変更された為、諮問時とは異なる。



府消委第244号

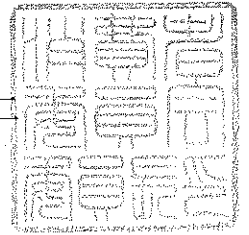
平成27年9月9日

内閣総理大臣

安倍 晋三 殿

消費者委員会

委員長 河上 正二



答 申 書

平成25年7月25日付消食表第206号をもって諮問された品目のうち別添記載の1品目の安全性及び効果の審査について、下記のとおり答申します。

記

平成25年7月25日付消食表第206号をもって諮問された「葛のめぐみ」について、その安全性及び効果につき審査を行った結果、特定保健用食品として認めることとして差し支えない。

(1)平成25年7月25日付消食表第206号により諮問を受けた品目

	製品名	申請者	特定の保健の目的が期待できる旨の表示内容
1	葛のめぐみ	株式会社東洋新薬	本品は、体脂肪やお腹の脂肪に作用する葛の花エキスを含んでいるので、お腹の脂肪が気になる方、お腹周りやウエストサイズが気になる方、体脂肪が気になる方、肥満が気になる方に適しています。

※「特定の保健の目的が期待できる旨の表示内容」は、審議過程で変更された為、諮問時とは異なる。